

## 農林水産物やその加工品を含む 販売イベントに助成します



農林振興部農業政策課  
☎22-1135

### ◆第2弾地場産品販売促進支援事業とは

市内産の農林水産物や6次化加工品といった地場産品販売を含む販売イベント等を開催するための経費の一部を助成するものです。

### ◆対象となる販売イベント等

7月以降に実施する次のイベント

1. 地場産品の販売を含む販売イベント
2. イベント開催に併せた地場産品他販売

※既存・新規のイベントは問いません。

※会場となる自治体のイベント開催方針に則っていることを前提とします。

### ◆対象となる経費

1. 感染症予防対策費
2. 会場関係費
3. 宣伝費

※既存イベントと新規イベントとでは対象経費に違いがありますのでお問い合わせください。

### ◆助成内容は

対象経費の4分の3以内の額（上限20万円）

### ◆対象となる方は

市内の販売イベント実行委員会等主催団体

### ◆申請期限は

令和4年1月31日まで  
※予算の範囲内で先着順となります。

### ◆申請方法は

1. 販売イベント開催前に事業計画書を提出
2. 販売イベント開催後に決算内容に添付して申請書兼請求書を提出

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇決算書と領収書の写し
- ◇販売イベントの写真
- ◇誓約書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

## 3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

### 一定の要件を満たす生活困窮世帯に 支援金を給付します



市民生活部社会福祉課  
☎22-1340

### ◆新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金とは

総合支援資金の再貸付が終了する等により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な時は生活保護の受給へつなげるため支給するものです。

### ◆対象となる方は

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件をすべて満たす世帯

1. 収入が①+②の合計額を超えないこと
  - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
  - ②生活保護の住宅扶助基準額
2. 資産が上記①の6倍以下（ただし100万円以下）
3. 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
  - ◇公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
  - ◇就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

### ◆給付額は

1か月ごとに以下の額を支給

1. 単身世帯 6万円
2. 2人世帯 8万円
3. 3人以上世帯 10万円

### ◆給付期間は

最長3か月間

### ◆申請期限は

令和3年8月31日まで

### ◆申請方法は

申請書に必要書類を添えて提出

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇申請時確認書
- ◇再貸付に係る借用書の写し等
- ◇収入が確認できる書類の写し
- ◇本人確認書類の写し
- ◇求職受付票（ハローワークカード）の写し
- ◇振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。